

1. 身近な地域での発達障害児者およびその家族に対する支援を推進すること

- ・早期発見・早期発達支援事業の拡充(療育機関の増設、二次障害の予防・改善)
- ・関係機関によるネットワークの構築、巡回支援専門員整備事業の拡充
- ・ペアレント・トレーニング、ペアレント・メンター、SST事業の拡充(NPOや親の会への事業支援)
- ・アセスメントツールの導入の促進、個別支援ファイルの活用・普及
- ・成人期以降の発達障害者(特に在宅者)とその家族への支援の拡充(地域生活支援)
- ・障害支援区分の認定については、発達障害児者の特性と個々のニーズに応じて行うこと(本人のニーズに沿った環境整備を進める観点での認定)

2. 発達障害者支援センター事業を拡充すること(地域支援機能の強化)

- ・人口過密地域における発達障害者支援センターの増設
- ・専門相談員の拡充・職員定数の増員
- ・発達障害者地域支援マネージャーの配置拡充
- ・就労にむけた相談、就労前段階の本人支援の充実
- ・障害者就業・生活支援センター・地域の就労移行支援事業所との連携の強化を図った地域支援ネットワークの構築

3. 乳幼児から成人までの発達障害に対応できる医療機関を拡充すること

- ・LDに関する診断基準・方法の確立と普及
- ・診断できる医療機関の拡充
- ・発達障害の専門医師の養成・研修(LDを主訴とする場合の診断研修の充実など)
- ・幼児期・学齢期における精神投薬の適正使用についての指導促進
- ・一般診療機関(小児科、眼科、耳鼻咽喉科等)の医師や歯科医に対する研修の充実
- ・虐待を受けた発達障害児に対する専門的療育の実施

4. 発達障害者に対する情報支援体制の整備を拡充すること

- ・市町村役所等の窓口において、発達障害者に確実に情報が提供される環境の整備(意思疎通支援・合理的配慮の提供)

5. 発達障害の特性に応じた災害時の支援対策の整備・周知

- ・発達障害の特性にあわせた対応方法、留意点等をまとめたマニュアルの整備・周知
- ・発達障害者対象の福祉避難所の設置、緊急避難体制の確立、障害者対象の避難訓練の実施
- ・緊急連絡の伝達の体制を整備すること、「避難行動要支援者」の対象への追加

6. 発達障害に対する理解、啓発を促進すること

- ・相談員・支援者の人材の育成、専門性を確保すること
- ・発達障害情報・支援センター事業の拡充(情報提供・支援手法の普及)
- ・市町村の行政窓口担当者・児童ディサービス等指導員・支援者への研修の実施
- ・医療関係者・保健師等に対する研修の充実
- ・国民全般の障害に対する理解を促進すること(差別・社会的偏見をなくす)

<中長期的な要望事項>

1. 発達障害をふくめ、障害者の所得保障制度を拡充すること

- ・障害者手帳の取得・年金受給に関する地域格差の解消

2. 長期的な展望に立った発達障害支援の専門的人材の育成と、専門職の位置づけを明確化すること

- ・発達障害者支援における実地研修システムの拡充(研修施設の増設)
- ・各種の専門職の多層構造化等による体系化

- ・相談支援事業所の強化(重層的・効果的な相談体系の構築、人材育成)
- ・専門性や経験に応じた処遇体系の改善

【労働関係】

1. **地域障害者職業センターにおいて、障害者手帳を保持していない発達障害者について、雇用対策上の「判定」の導入を進めること**
 - ・発達障害は、社会性やコミュニケーション面など障害の判定が難しいという障害特性を持っている。そのような特性のある発達障害のある人を支援の対象としていくためには、地域障害者職業センター等の公的機関において、職業的困難度を基準とした「障害」を判定する仕組みを開発することが必要である。障害者雇用率制度、障害者雇用納付金制度などの雇用対策上の知的障害者・重度知的障害者の判定と同様の「障害」判定する仕組みの導入が必要である。
2. **発達障害者に対する相談体制の整備と多様かつ効果的な職業訓練、職場実習制度を充実すること**
 - ・ハローワークにおける合理的配慮の実施(よりきめ細かな就労支援・職場定着支援)
 - ・ハローワーク等において、発達障害者に確実に情報が提供される環境の整備・合理的配慮の提供
 - ・若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの質的拡充
 - ・高等学校・大学等と就労移行支援機関の連携強化
 - ・多様なニーズに対応した委託訓練の拡充(対象者数の増員、期間延長、科目の拡充など)
 - ・発達障害者の職域拡大のための訓練カリキュラムの開発
 - ・障害者向けの専門的支援を選択しない者に対してのよりきめ細やかな職業準備教育、就労支援
 - ・企業側が実習等を受け入れる際の損害補償制度の確立(企業側の受け入れを拡大する方策)
3. **地域における障害者の職業能力開発および職業訓練を強化すること**
 - ・障害者職業能力開発校や一般の職業能力開発校における発達障害者に対する職業訓練の拡充
4. **発達障害者の雇用を促進すること**
 - ・地域障害者職業センターにおける職場適応援助者(ジョブコーチ)の増員と研修の強化
発達障害の特性から、職業マッチング、職場環境の整備、就業継続の課題を解決するためにジョブコーチの支援が有効である。支援の継続・拡充を含め、制度設計の再検討が必要である。
 - ・発達障害者雇用開発助成金の拡充(条件等の緩和、助成金の増額など)
 - ・障害者試行雇用(トライアル雇用)事業の拡充促進
 - ・求職者と事業所とのマッチング支援ツールの活用促進・事業所に対する支援の充実(研修の実施)
5. **公的機関における発達障害者の雇用を促進すること**
 - ・発達障害者の雇用についての数値目標の設定
 - ・公的機関における発達障害のある人のチャレンジ雇用の推進
6. **雇用・就業関係機関職員や事業所に対する発達障害関係の研修を充実すること**
 - ・発達障害者就労支援者育成事業の拡充(専門性の確保)
 - ・発達障害者支援における実地研修の拡充
 - ・ハローワークの職員に対する研修
 - ・障害者就労支援機関の職員に対する研修
 - ・若年者就業支援機関の職員に対する研修
 - ・事業所に対する雇用管理のノウハウの普及啓発
 - ・発達障害の特性を踏まえた効果的な支援技法や、職場における合理的配慮の提供についての理解啓発
7. **障害者就業・生活支援センター事業を拡充すること**
 - ・障害者就業・生活支援センターの増設、職員の増員(生活支援ワーカーの増員)
 - ・職員の発達障害に対する研修の充実

・職員の長期的展望に基づく育成、処遇改善

8. 継続して働き続けるための支援を充実すること

- ・ジョブコーチ、障害者就業・生活支援センターによる職場定着支援及びリワーク支援の強化
- ・就労移行支援事業所による職場定着支援の強化
- ・地域生活支援の強化、グループホーム等の拡充

<中長期的な課題に関する要望>

1. 労働・雇用分野での障害を理由とする差別の禁止、職場における合理的配慮の提供を確保するため、発達障害の特性を考慮に入れ必要な措置を推進すること
2. 発達障害をふくめ、障害者の賃金水準を向上させること